

**令和8年度 対日直接投資誘致に係る情報発信事業実施業務
公募型企画競争提案説明書**

- 1 業務名
令和8年度 対日直接投資誘致誘致に係る情報発信事業実施業務
- 2 業務内容
別紙「業務仕様書」のとおり。
- 3 委託業務実施の条件
 - (1) 参加資格
応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たす者とする。
 - ア 日本国内に事業所を有する法人であること。
 - イ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
 - ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。
 - (2) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
 - (3) 事業規模（契約限度額）
9,330,000円（消費税相当額を含む）
- 4 企画提案を求める事項
本業務の受託を希望する者は、別紙「業務仕様書」の内容を踏まえ、以下の(1)~(4)の事項について具体的かつ詳細な企画提案書を作成すること。
 - (1) 業務執行体制及び過去実績
 - ア 業務実施体制（担当者の役割、経歴等）
 - イ 類似業務の実績（海外メディアや業界関係者とのネットワーク、海外投資誘致等に関する実績等）
 - (2) メディア活用
 - 札幌市の海外投資誘致の取組を表す効果的なコンセプト案（コンパクトなエコシステム、グリーンエネルギー、低災害リスク等の強みを意識したもの）及びそれを訴求するための戦略
 - ターゲット（欧州、韓国等）に対するメディアの選定案とその理由（読者属性、影響力など）
 - 現地イベントに合わせた対面取材（ドイツ、韓国）およびオンライン取材（台湾）の具体的な実行計画と手配手法
 - (3) WEBサイトの拡充・保守管理・SEO対策

掲載コンテンツ案、ページ構成、サーバ・ドメイン環境、ページ制作・運営・更新・セキュリティ・脆弱性対策にあたっての業務執行体制等。

- 1 対応言語： ターゲット言語に対応したウェブサイトの構築・運用計画を示すこと。翻訳方法、ローカライズ戦略、情報更新体制についても言及すること。
- 2 デザイン・レイアウト、追加・拡充コンテンツ： 既存ウェブサイトの課題分析を踏まえ、新規追加・改修する具体的なコンテンツ内容、構成案、デザインコンセプトを提案すること。分かりやすい情報提供のためのイラスト・図表等の活用案も含むこと
- 3 SEO対策・アクセス向上策： ターゲットとする海外企業からのウェブサイトへのアクセス数を増加させるための具体的なSEO対策、オンラインプロモーション戦略、他の情報発信手段との連携策を提案すること。
- 4 保守管理体制： ウェブサイトの安定的な運用、セキュリティ対策、情報更新体制、緊急時対応など、具体的な保守管理体制について提案すること。
- 5 業務遂行における個人情報の取り扱い： 個人情報保護法、事務対応ガイド、札幌市情報セキュリティポリシーを遵守した管理体制、運用方法を提案すること。EU域内の個人情報等を取り扱う場合は「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）」を遵守する等、海外企業の信頼を損なわないよう適切な個人情報取り扱いを整備すること。

(4) その他

- 1 札幌市の対日直接投資誘致への貢献： 本提案が、札幌市の対日直接投資誘致目標の達成にどのように貢献するか、具体的な効果を説明すること。
- 2 独自性・創意工夫： 既存の手法にとらわれず、より効果的な情報発信、関心喚起、企業立地促進につながる独自のアイデア、創意工夫があれば提案すること。

5 契約候補者の選定方法

(1) 審査

令和8年度対日直接投資誘致に係る情報発信事業実施業務委員会(以下「実施委員会」という。)において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。企画提案者が4者以上となった場合、下記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定する。

(2) 審査基準

下表のとおり。

(3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1者であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

【審査基準】

審査項目と配点	審査の視点
1 業務執行能力【30点】	

①業務執行体制 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に進めるために、業務経験等を含めた適切な人員配置が予定されているか。 ・全体のスケジュールや予算配分が適切であるか。
②類似業務実績 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外投資誘致に関する知見を示す、類似業務の実績を相応に有しているか。 ・適切な機関・業界などの有識者などとの連携が見込めるか。
2 企画提案内容【70点】	
①コンセプト案の妥当性と戦略性 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌のビジネス環境の強みを的確に捉えた効果的なコンセプト提案がなされており、それを世界に浸透させるための戦略となっているか。 ・本提案が、札幌市の対日直接投資誘致目標の達成にどのように貢献するか、具体的な効果が示されているか。
②メディア戦略の具体性 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット国（欧州、韓国等）に対するメディア選定と取材手法（現地取材や記者手配の実行性）が具体的かつ効果的であるか。 ・既存の手法にとらわれず、より効果的な情報発信、関心喚起につながる独自のアイデア、創意工夫が提案されているか。
③WEBサイトの拡充 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加・拡充するコンテンツ及びページ構成について、ウェブサイトのデザイン、情報提供の分かりやすさ、多言語対応の適切さなど、海外企業にとって利用しやすい工夫がなされているか。 ・企業立地促進につながるウェブサイト上の独自のアイデア、創意工夫が提案されているか。
④WEBサイト保守管理・SEO対策 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報、機密情報に対する適切な管理体制、対策が提案されているか。 ・ターゲットとする海外企業からのウェブサイトへのアクセス数を増加させるための具体的なSEO対策が提案されているか。

※ 提案事業者が札幌SDGs 登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

6 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

①	質問書	様式1
②	参加意向書	様式2
③	企画提案書提出書	様式3
④	企画提案者概要	様式4

(2) スケジュール

①	質問の受付 / 7月 23日 (金) 17:00 締切 予定
---	--------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。 ・提出方法は、電子メールとする（送信先は後記9に記載）。 ・電子メールのタイトルは「令和8年度 対日直接投資誘致誘致に係る情報発信事業実施業務質問書（事業者名）」とする。 ・質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。
②	参加意向書の受付／7月 30日（木）17：00 締切 予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加意向書（様式2）」を提出すること。 ・提出方法は、電子メールとする（送付先は後記9に記載）。
③	企画提案の受付／ 8月 3日（月）17：15 締切 予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・後記7(1)記載の以下を全て提出すること。 「企画提案書提出書（様式3）」 「企画提案者概要（様式4）」 「企画提案書（様式任意）」 「見積書（様式任意）」 ・提出方法は、電子メールとする（送付先は後記9に記載）。 ・「企画提案者概要（様式4）」、「企画提案書」及び「見積書」については、同内容の電子ファイル（PDFファイル形式）を提出すること（ただし、送付ファイルの容量が4MB以上の場合は、提出先のメールサーバーで受信できないため、分割での送付やファイル共有サービスを利用すること。） ・参加資格審査結果は個別に通知する。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
④	書面審査の実施／ 8月 4日（火）～8月 5日（水）
	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案者が4者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定し、令和8年8月5日（水）までに企画提案提出者に通知するものとする。
⑤	プレゼンテーション審査の実施／8月 7日（金）～ 10日（月）を予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時間は別途連絡する。 ・場所は札幌市役所本庁舎の会議室（中央区北1条西2丁目）とするが、オンラインでの実施となる場合がある。 ・出席者は2人以内とする。 ・プレゼンテーションは1事業者につき25分間（提案説明15分、質疑応答10分）とし、順次個別に行う。 ・事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。当日のプロジェクトの使用、および追加資料の配布は認めない。 ・プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
⑥	審査結果通知／プレゼンテーション審査実施後
	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、電子メールにより通知する。 ・審査結果について質問がある場合は、電子メール又は電話で受け付ける。 ・審査の過程については公表しない。
⑦	契約手続き／ 8月下旬予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。 ・選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する、ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。

7 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

提出書類	部数	提出期限
ア 参加意向書（様式2）	1部	7月30日（木）
イ 企画提案書提出書（様式3）	1部	8月3日（月）
ウ 企画提案者概要（様式4）	2部（正本1部、副本1部）	
エ 企画提案書（様式任意）	2部（正本1部、副本1部）	
オ 見積書（様式任意）	2部（正本1部、副本1部）	

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア 企画提案書はA4判（縦・横不問）で作成すること。

イ 副本については、表紙及び中身を含め、提案者を特定可能な記載は行わないこと。

ウ 見積書については、積算根拠が分かるように記載すること。なお、当該見積額は企画提案書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

8 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない。（軽微な修正は除く）
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (10) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

9 企画提案書等提出・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階南側
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 企業立地課 担当 小野、伊東
TEL：011-211-2362 電子メール：global@city.sapporo.jp